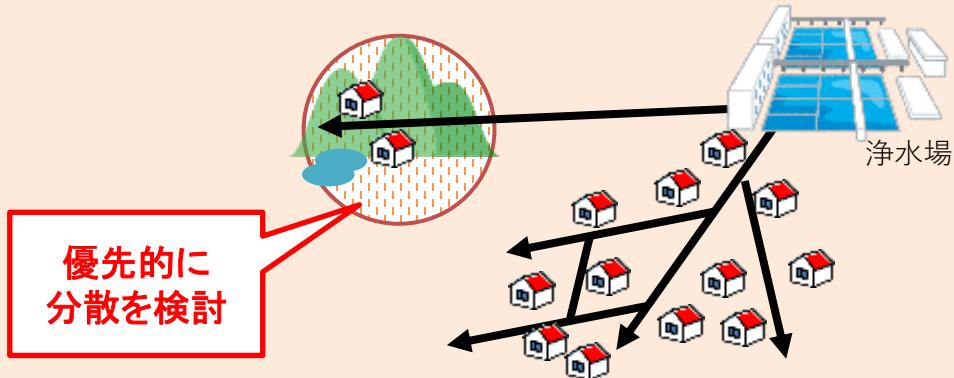


# 分散型システムの導入を 優先的に検討すべき地域の指標について

---

# 分散型システム導入の検討フロー(案)

## 分散型システムの導入を検討する地域の選定



- 分散型システム導入の検討にあたって、水道事業者は、地域の実情等に応じて、優先的に分散型システムを検討すべき地域を選定する必要があり、その参考となる「指標」について検討する

導入可能な給水方法の候補を検討

資料4-3

各給水方法間の比較

資料4-3

整備する給水手法の決定

- 既往の報告書において、管路維持が困難な区域等を抽出した指標は以下のとおり
- 特に「人口減少地域における多様な給水方法の検討に関する調査」(H30年3月厚生労働省。以下「H30年報告書」という。)においては、従来の水道事業が行ってきた施設による供給が困難、若しくは困難となり得る可能性がある地域として「管路維持困難区域」を設定している

既往報告書	人口	単位人口管路延長	その他	備考
1. 「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査(小規模集落における給水手法に関する調査)報告書」 (平成25年2月 厚生労働省健康局水道課)		(1)従来の手法によって水道の供給を行っているものの、既存の施設が老朽化による更新時期を迎えている地区 (2)従来の方法による維持管理の負担が大きくなっている地区		新たな給水手法の導入を検討する対象地区の設定条件として
2. 「人口減少地域における料金収入を踏まえた多様な給水方法の検討に関する調査」 (平成29年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)	100人以下	20m/人以上	給水区域内の高低差が大きい	「管路維持困難区域」の条件として
3. 「人口減少地域における多様な給水方法の検討に関する調査」 (平成30年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)	現在給水人口が100人以下又は将来給水人口が100人以下	30m/人以上	耐用年数超過管路率:「法定耐用年数超過管路率50%以上」又は「法定耐用年数を超えた管路を把握していない」	「管路維持困難区域」の条件として
4. 「人口減少地域における多様な給水方法の検討に関する調査」 (令和2年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)	2045年の推計人口100人以下	—	—	離島部の検討対象地域の選定条件として

- 既往の研究において、「給水人口」及び「単位人口管路延長」は複数の報告書で示されている
- 管路の布設・更新を行った直後の地域について分散型システムの導入を検討する必要性は少ないと考えられることから、H30年報告書の「法定耐用年数超過管路率」も重要な指標

指標		該当する地域で 想定されるリスク
①	対象地区(集落)の 現在の給水人口が100人以下 又は 将来の給水人口が 100人以下	現在の供給体制の持続可能 性の低下
②	単位人口管路延長 30m/人以上	維持管路コストの増加、 非効率的な更新工事の実施
③	法定耐用年数超過管路率が 50%以上 又は 把握していない	漏水・破損リスクの増加

## ②単位人口管路延長及び

## ③耐用年数超過管路率 の算定を行う対象管路について

- 指標「単位人口管路延長」における考え方は以下のとおりとする
- 配水系統の一部集落が現在給水人口100人以下(指標①)に該当する場合は、当該集落への連絡管等の起点から配水支管までの総延長と給水人口を比較し、30m/人を上回るかどうか検討する
- 一方、配水系統の全てが現在給水人口100人以下(指標①)に該当する場合は、取水～浄水～配水支管までの総延長と給水人口を比較し、30m/人を上回るかどうか検討する

### 検討対象地域(現在給水人口100人以下)が他の給水区域の一部である場合

#### 【単位管延長算定範囲】

- 検討対象地域へ至る連絡管(送水管あるいは配水管)  
+

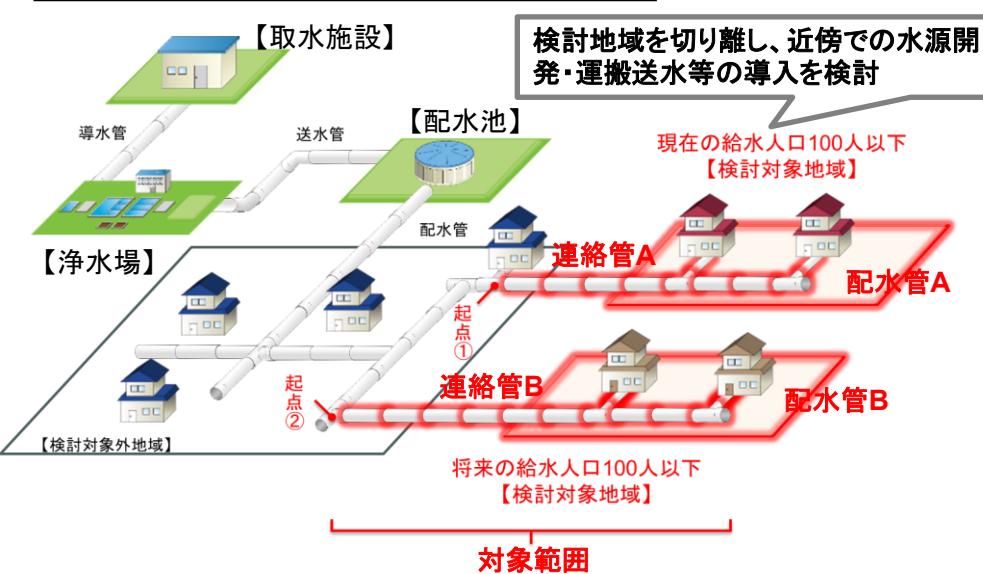
#### ●検討対象地域の配水管

単位管延長算定の管路延長の計測起点は、以下のいずれかとする

①検討対象地域に至る管路の末端に位置する給水分岐点(起点1)

又は

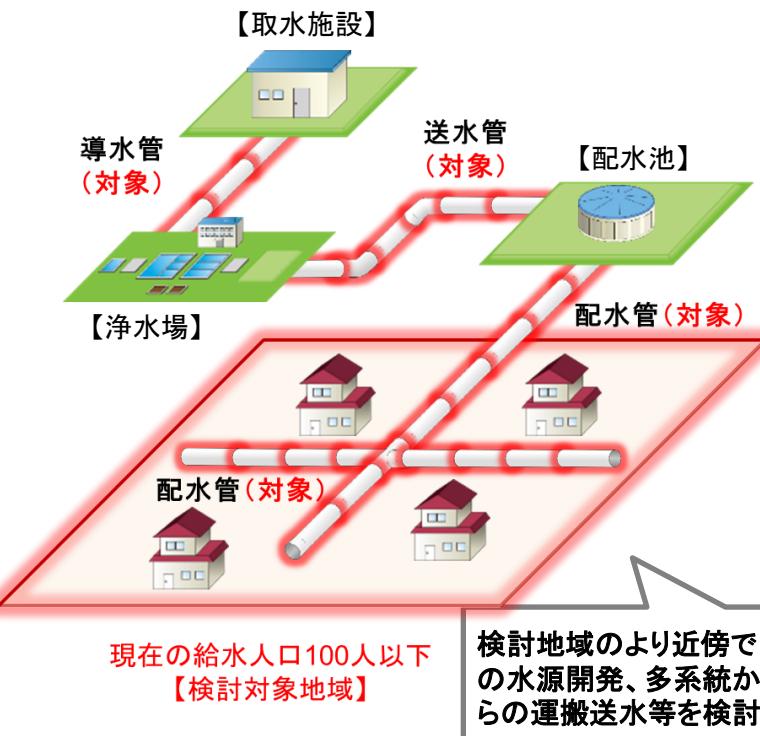
②検討対象地域に至る管路の分岐点(起点2)



### 検討対象地域(現在給水人口100人以下)で水道施設が完結している場合

#### 【単位人口管延長算定範囲】

- 導水管+送水管+配水管(配水本管、配水支管)



## 分散型システムの導入を優先的に検討すべき地域の条件(案)

- ①該当地区の現在又は将来の給水人口が100人以下であること
- ②該当地区の単位人口管路延長が30 m/人以上であること
- ③法定耐用年数超過管路率が50 %以上 又は 把握していない



上記すべてに該当している場合、  
「優先的に分散型システムの導入を検討すべき地域」とする

※上記に該当していない地域においても、各事業者において、地域の実情等に応じて分散型システムの導入を検討することも可能。

- 水道事業者が詳細な検討に繋げるための「分散型システムの導入を優先的に検討すべき地域の条件」の設定は妥当か
- 事業者が活用できる簡便なものになっているか
- 他に考慮すべき点はないか